

群馬県市町村会館管理組合職員の職の設置に関する規則

平成 7年3月31日

規則 第 1 号

改正 平成19年4月 1日規則第3号

平成26年4月 1日規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、群馬県市町村会館管理組合職員（以下「職員」という。）の職の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「職員」とは、群馬県市町村会館管理組合職員定数条例（平成7年群馬県市町村会館管理組合条例第1号）第1条に規定するものをいう。

(職員の職)

第3条 法令に定めるもののほか職員の職は、別表の左欄に掲げるとおりとし、その職務内容は当該右欄に定めるとおりとする。

(職の特例)

第4条 特に必要があるときは、第3条に定める職員の職のほか、その他の職員として嘱託を設けることができる。

2 嘱託は、上司の命を受けてその嘱託された事務に従事する。

附 則

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成19年4月1日規則第3号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成26年4月1日規則第2号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

職	職 務 内 容
事務局 長	管理者の命を受け、事務局の事務を掌理し、職員を指揮監督する。
次 長	上司の命を受け、事務局長を補佐し、事務局長が不在のときは、その事務を代決する。
課 長	上司の命を受け、課の分掌事務を掌理し、所属職員を監督する
係 長	上司の命を受け、係員を指導し、事務をつかさどる。
主 幹	上司の命を受け、関係職員を指導し、事務をつかさどる。
主 任	上司の命を受け、これを補佐し、事務をつかさどる。
主 事	上司の命を受け、事務をつかさどる。